

平成29年度

岡山県国民健康保険運営協議会  
(第4回)

説明資料

【国保制度改革全般】

平成30年 2月15日

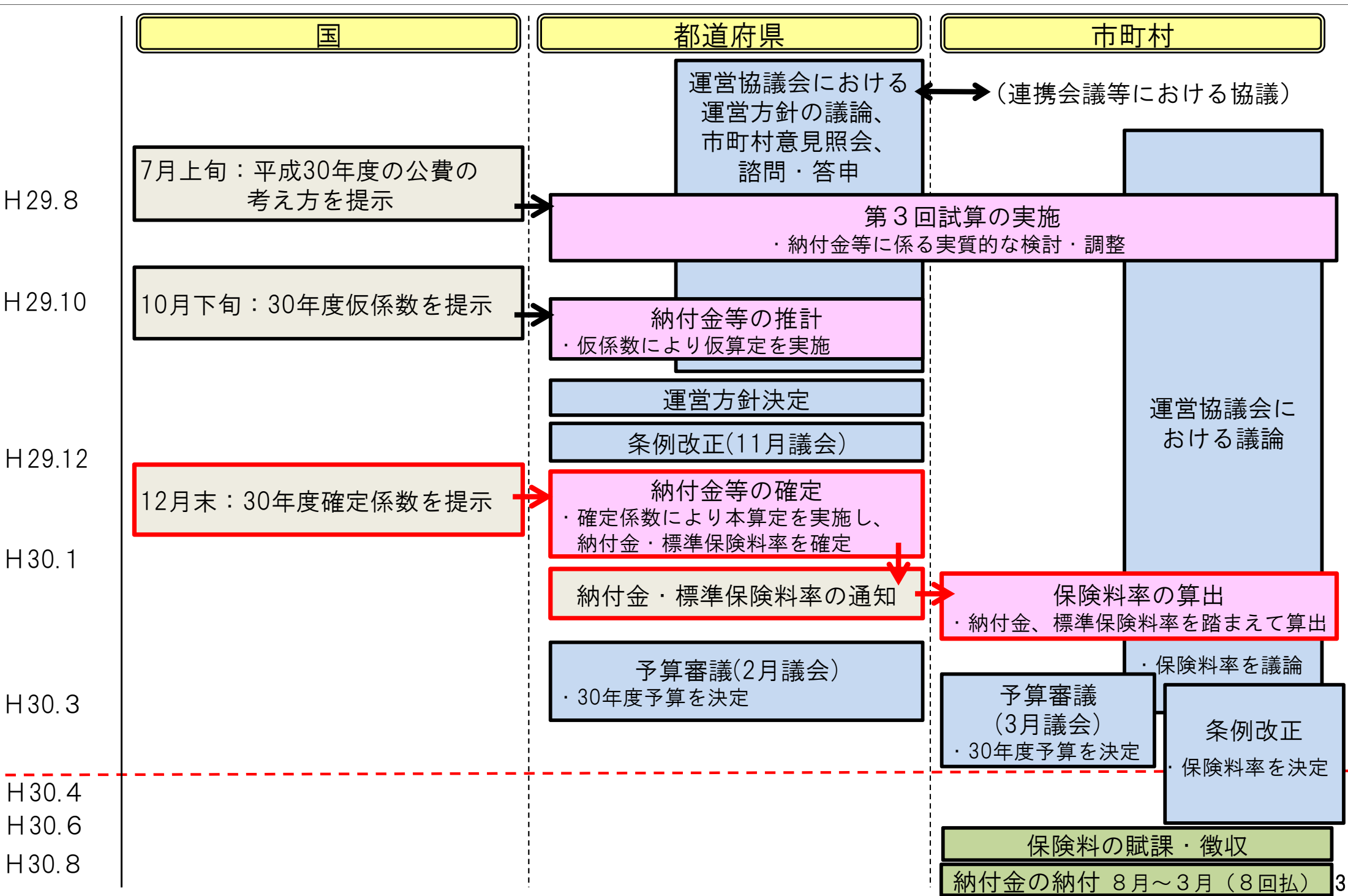
岡山県保健福祉部長寿社会課

# 説 明 内 容

1	国保制度改革の施行に向けた状況 -----	2
2	公費による財政支援の拡充 -----	4
3	国保事業費納付金等の算定 -----	8
4	県国民健康保険特別会計予算 -----	14
5	医療費適正化に向けた県の新たな取組 -----	19
6	国保制度改革に係る広報 -----	22

# 1 国保制度改革の施行に向けた状況

# 県・市町村の納付金算定等スケジュール



## 2 公費による財政支援の拡充

# 国保制度改革の概要(公費による財政支援の拡充)

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充(約500億円)に加え、毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

- ※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額(約3兆円)の1割を超える規模
- ※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

## <平成27年度から実施>

- 低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充(約1,700億円)

## <平成30年度から実施>(毎年約1,700億円)

- 財政調整機能の強化(財政調整交付金の実質的増額)
  - 自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応  
(精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者 等)
  - 保険者努力支援制度…医療費の適正化に向けた取組等に対する支援
  - 財政リスクの分散・軽減方策(高額医療費への対応)
- 約800億円
- 約840億円※
- 約60億円

※平成29年度に財政安定化基金の特例基金として措置した500億円のうち、170億円を充てる

- ◎ 平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成
  - ・本体部分の積立額 … 平成27年度200億円 ⇒ 平成28年度600億円 ⇒ 平成29年度1,700億円 ⇒ 平成30年度2,000億円
  - ・特例基金部分(保険料の激変緩和に活用)の積立額 … 平成29年度300億円

- あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図る。

# 国保制度における平成30年度の公費拡充について【概要】

(平成29年7月5日 国保基盤強化協議会事務レベルWG とりまとめ)

## ○財政調整機能の強化

(財政調整交付金の実質的増額)

【800億円程度】

<普調> 【300億円程度】

<暫定措置(都道府県分)> 【300億円程度】

※制度施行時の激変緩和に活用

<特調(都道府県分)> 【100億円程度】

・子どもの被保険者【100億円程度】

<特調(市町村分)> 【100億円程度】

・精神疾患【70億円程度】、非自発的失業【30億円程度】

## ○保険者努力支援制度

・医療費の適正化に向けた取組  
等に対する支援

【837億円程度】

<都道府県分> 【500億円程度】

※うち170億円は、財政安定化基金の特例基金を取り崩して充てる

- ・医療費適正化の取組状況(都道府県平均)【200億円程度】
- ・医療費水準に着目した評価【150億円程度】
- ・各都道府県の医療費適正化等に関する取組の実施状況【150億円程度】

<市町村分> 【337億円程度】

※別途、特調より163億円程度追加

合計  
1,000億円の  
インセンティブ  
制度

※特別高額医療費共同事業への国庫補助の拡充に60億円程度を確保

※平成31年度以降の公費の在り方については、施行状況を踏まえ、地方団体と十分に協議を行った上で決定するものとする

# 公費による財政支援の拡充の状況

	H29.7.5 事務レベル WG最終 とりまとめ	H30年度算定			納付金及び 標準保険料率 への反映
		全国ベース	本県配分額		
			全国ベース に占める シェア		
<b>合 計</b>	1,700億円	1,597億円	23.7億円	1.5%	
財政調整機能の強化	800億円	700億円	10.0億円	1.4%	
普通調整交付金	300億円	300億円	4.2億円	1.4%	納付金算定に反映
暫定措置	300億円	300億円	4.2億円	1.4%	激変緩和措置に活用
特別調整交付金（都道府県分）	100億円	100億円	1.6億円	1.6%	納付金算定に反映
特別調整交付金（市町村分）（※1）	100億円	0億円	0億円	—	—
保険者努力支援制度	800億円	897億円	13.7億円		
都道府県分	500億円	500億円	7.5億円	1.5%	納付金算定に反映
市町村分（その他特調から163億円）	300億円	337億円	5.1億円	1.5%	標準保険料率に反映
特別高額医療費共同事業への国庫補助の拡充	数十億円	60億円	1.1億円	1.8%	納付金算定に反映
<b>その他</b>					
特別調整交付金 （追加激変緩和措置）		100億円	1.4億円	1.4%	納付金算定に反映
保険者努力支援制度（市町村分・特調）	—	163億円	2.5億円	1.5%	標準保険料率に反映

一人当たり約6,000円  
の保険料抑制効果

一人当たり約1,000円  
の保険料抑制効果

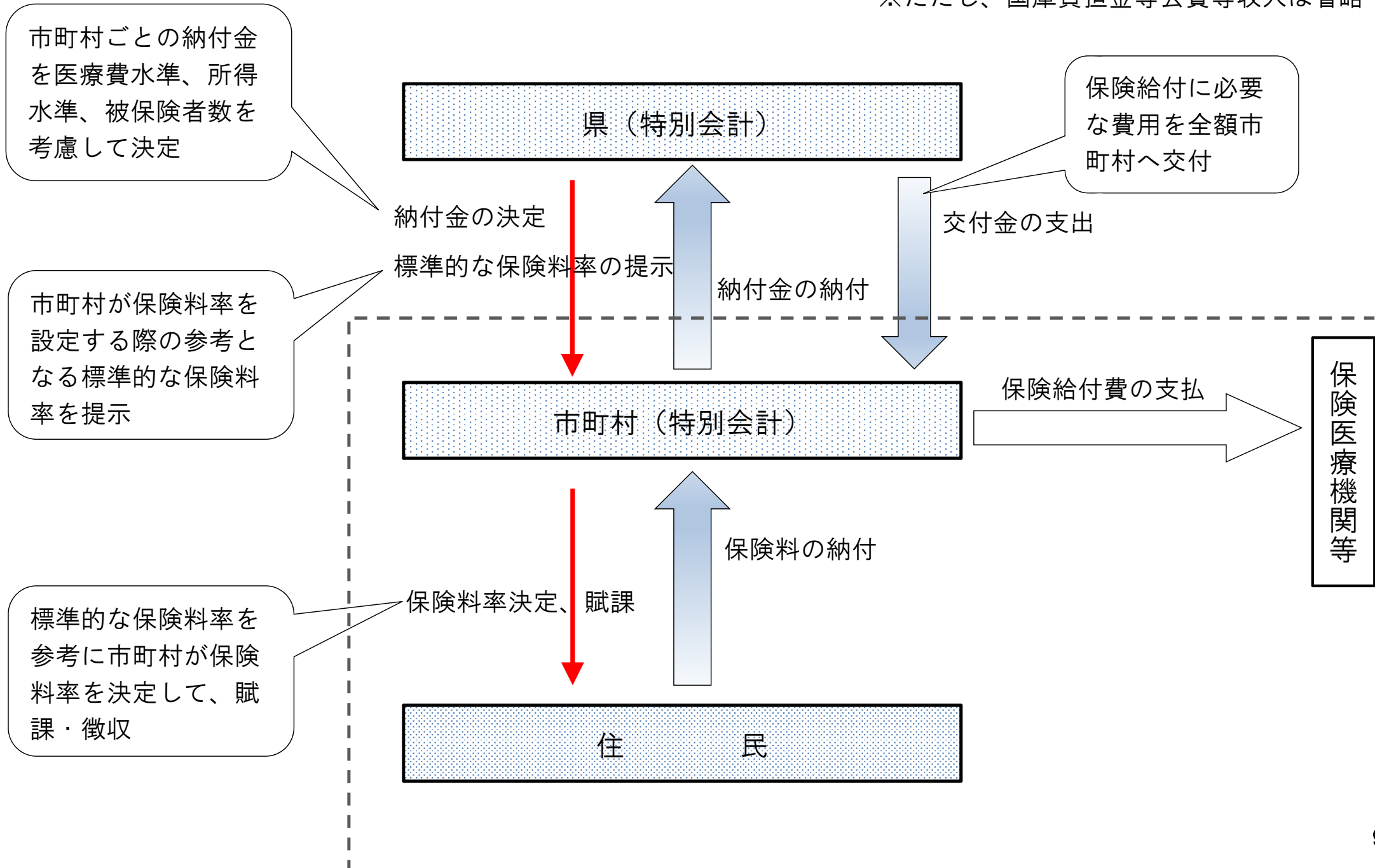
※1 精神・非自発については未配分であり、30年度に配分される予定



### 3 国保事業費納付金等の算定

# 国保財政の仕組み（イメージ）

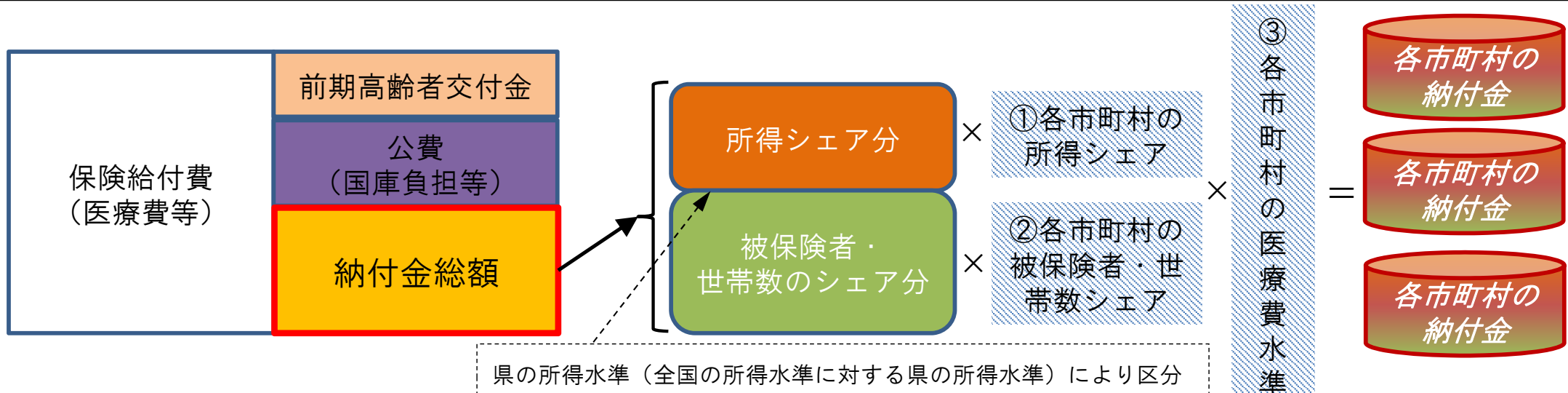
※ただし、国庫負担金等公費等収入は省略



# 納付金の算定方法（イメージ）

県全体で必要な納付金総額を

- ①県全体に占める各市町村の所得のシェア、②各市町村の被保険者数・世帯数のシェアで按分した結果に、
- ③各市町村の医療費水準を反映させることで、各市町村の納付金を算定する。

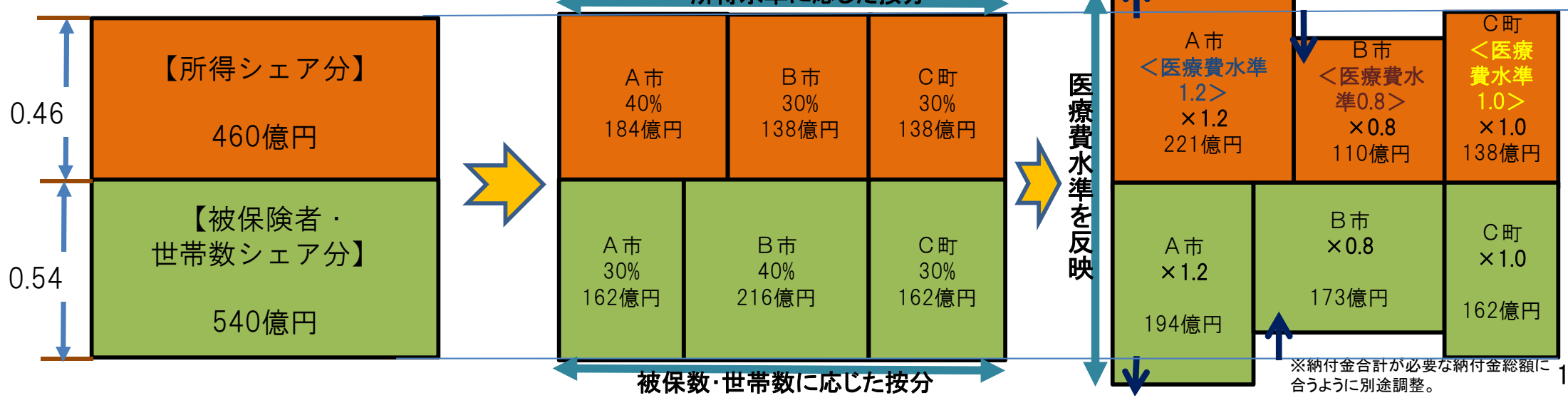


県の所得水準（全国の所得水準に対する県の所得水準）により区分

仮に納付金総額を1,000億円とした場合

①所得シェア、②被保険者数・世帯数シェアで按分する

③各市町村の医療費水準を反映して、それぞれの納付金額を算定する

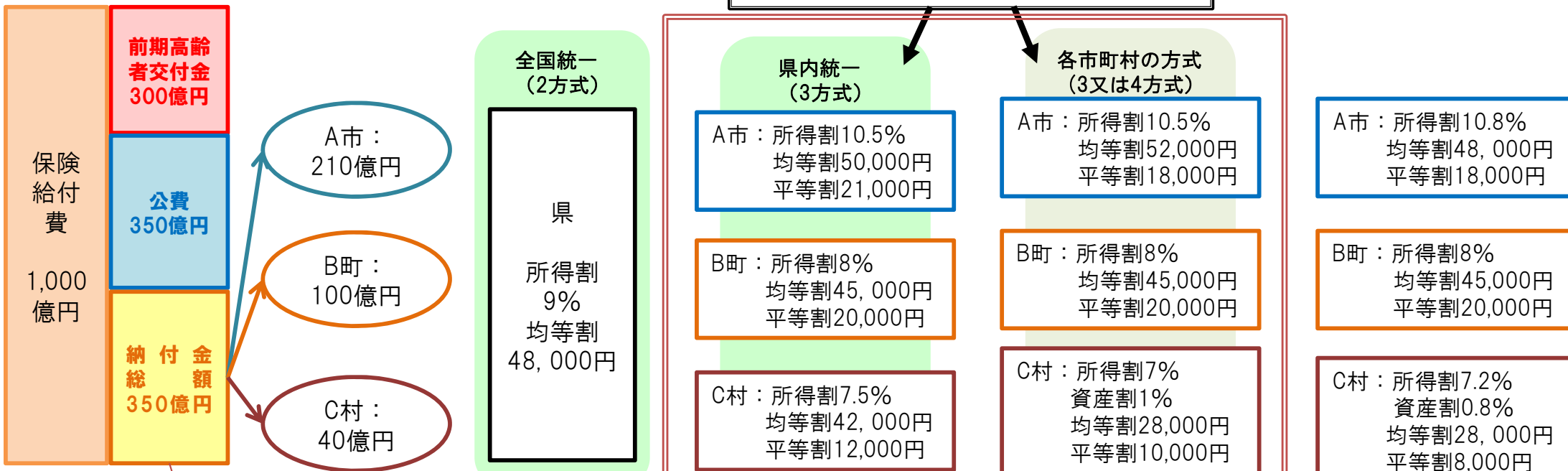


# 標準保険料率のイメージ

## 都道府県

## 市町村

所得割、資産割、均等割、平等割の配分割合の違いにより料率が異なる。



### 納付金

県全体の保険料収納必要額を、各市町村の医療費水準や所得水準に応じて按分し、県で決定したもので、各市町村はこの納付金を県に支払う  
〔資料1・3ページ〕

### 都道府県標準保険料率

① 国から指定された算定方式や配分割合により算定した参考料率  
〔資料1・1ページ〕

### 市町村標準保険料率

② 県内全市町村同一の算定方式や配分割合により算定した参考料率  
〔資料1・4ページ〕

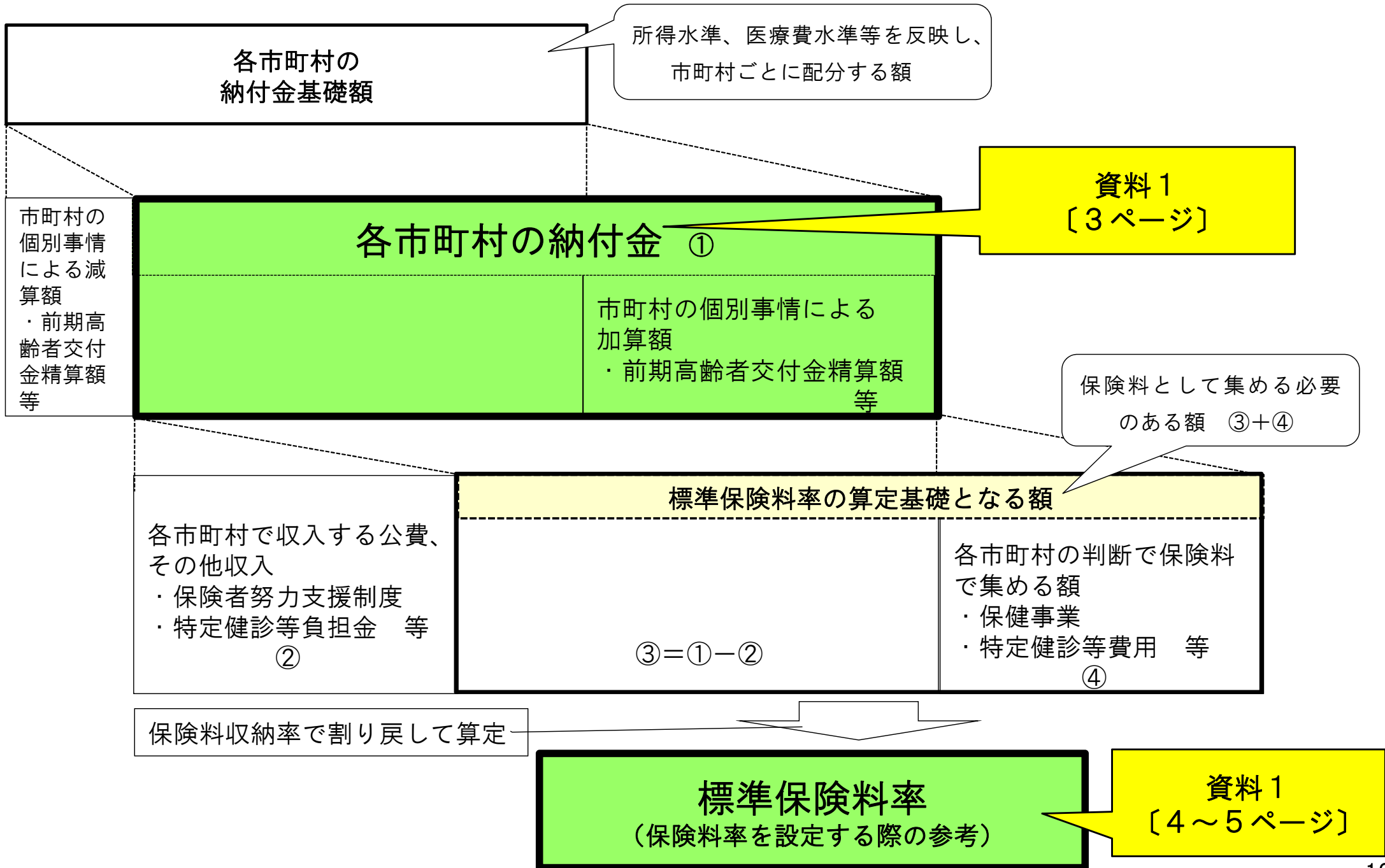
### 市町村算定基準による標準的な保険料率

③ 各市町村が任意に選択した算定方式や配分割合により算定した参考料率（市町村が現行の保険料率と比較することが可能）  
〔資料1・5ページ〕

### 当該市町村の実際の保険料率

標準保険料率を参考に、各市町村が決定。独自財源の活用や収納率などによって、②・③の市町村標準保険料率とは異なる

# 納付金と標準保険料率の算定基礎となる額のイメージ（医療分）



# 納付金と標準的な保険料率算定のおおまかな流れ（医療分）

※ 医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を別々に算定する。

## 医療分

【 $\alpha = 1$ 、 $\beta =$ 対全国平均（0.84466）、  
納付金配分方式 = 3方式、特別高額レセプトを  
共同負担する】

### 1 納付金基礎額の算出

○ 県全体の保険給付費から、前期高齢者交付金や普通調整交付金（国費）等の公費を差し引いて納付金算定基礎額を算出する。

※ 納付金の対象は、保険給付費のみ。（出産育児一時金、葬祭費、保健事業等は含めない。）

### 2 各市町村の納付金の算出

#### ① 所得水準の反映

ア 県全体の納付金算定基礎額を、人数シェアと世帯数シェアに応じて配分する額（応益分）と所得シェアに応じて配分する額（応能分）の2つに分ける。

※ 応益分と応能分の比率は、県の所得水準に応じて決まる。

※ 岡山県における応益分と応能分の比率は、54 : 46

イ 応益分を当該市町村の人数シェアと世帯数シェア（応益シェア）に応じて、応能分を当該市町村の所得シェア（応能シェア）に応じて、各市町村に配分する。

※ 応益分の按分割合は、人数シェア : 世帯数シェア = 70 : 30

#### 【12ページ図中の①】

医療費水準をどの程度反映させるかについては、原則どおり、年齢調整後の医療費水準の差を全て反映する。（ $\alpha = 1$ ）

#### ② 医療費水準の反映

年齢調整後の医療費指数により、各市町村の配分額を増減させる。

※  $\alpha$ （年齢調整後の医療費指数を納付金に反映させる係数）

#### ③ 調整係数（ $\gamma$ ）による調整

「①所得水準」及び「②医療費水準」反映後の各市町村の納付金基礎額の総額を県の総額に合わせる。

### 3 各市町村の標準保険料率の算定基礎となる額

○ 市町村ごとの納付金を算出後、市町村ごとの事情を反映した加減算を行い、保険料として集める必要のある額を算出する。

【12ページ図中の③+④】

※ 出産育児一時金、葬祭費、保健事業等の市町村ごとに異なる費用を加算。

※ 保険者支援制度、財政安定化支援事業等の市町村に個別に交付される公費を減算。

### 4 市町村標準保険料率の算定

○ 市町村ごとに収納率（直近3年の平均）で割り戻し、市町村ごとの標準保険料率を算定する。

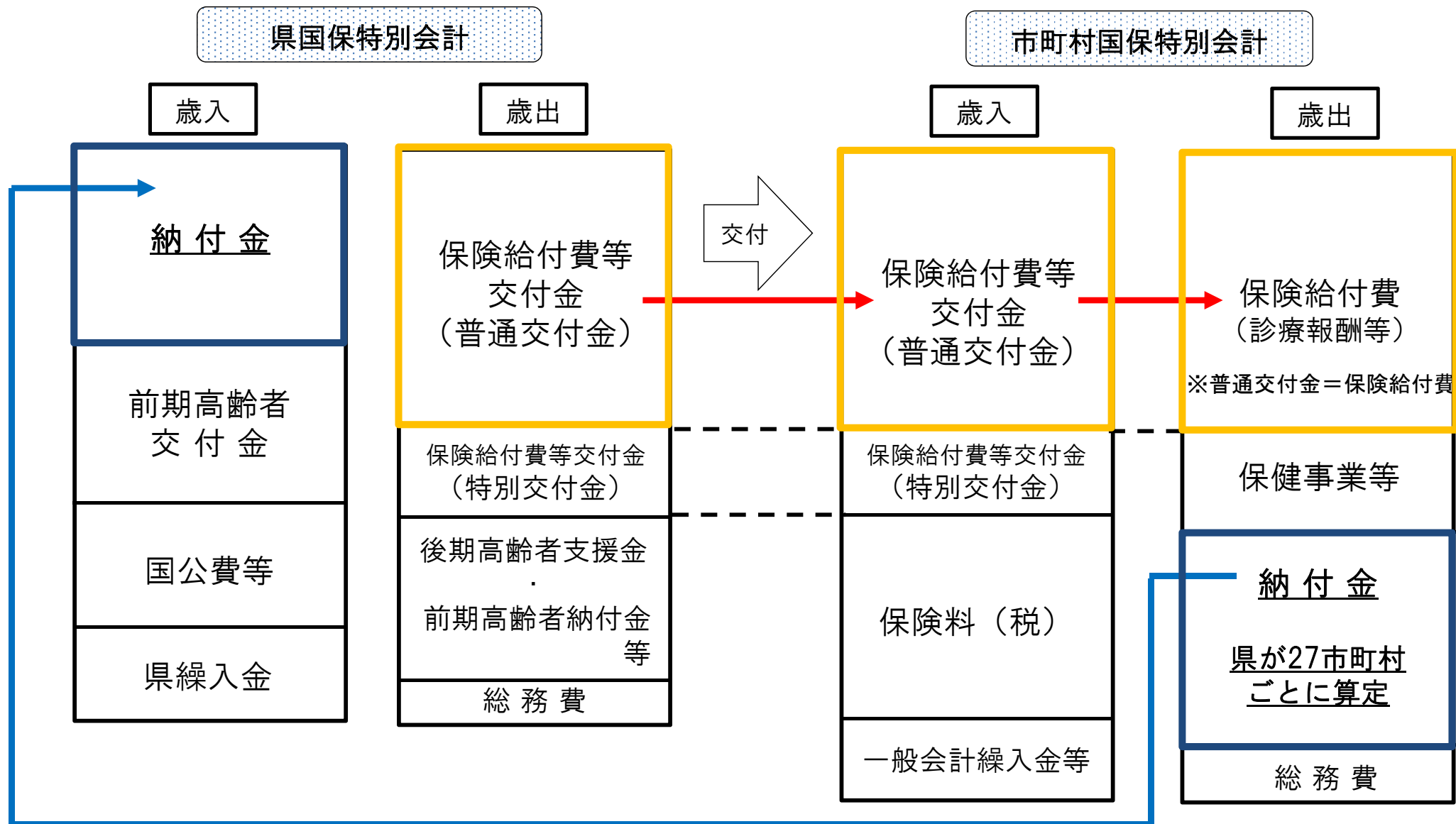
各市町村は「標準保険料率」を参考に、保険料率を設定する。

## 4 県国民健康保険特別会計予算

# 岡山県国民健康保険特別会計について

新たに設置する県国保特別会計において、国保事業費納付金の収納、保険給付費等交付金の交付、県繰入金による財政調整等を行う。

【県国保特別会計と市町村国保特別会計の設置、運営のイメージ】





# 平成30年度県国保特別会計（歳入）

（単位：百万円）

歳入科目		予算額	構成比	備考
納付金		50,309	27.9%	市町村からの納付金
内訳	医療給付費分	36,092	20.0%	
	後期高齢者支援金分	10,916	6.1%	
	介護納付金分	3,301	1.8%	
国庫支出金		50,074	27.8%	
主な内訳	療養給付費等負担金	31,802	17.7%	医療給付に要した費用の32%定率国庫負担金
	高額医療費負担金	1,361	0.8%	レセプト80万円超対象 国負担分
	普通調整交付金	12,432	6.9%	都道府県間の調整のために交付
	特別調整交付金	2,728	1.5%	都道府県・市町村の個別の事情に応じて交付
	保険者努力支援制度交付金	1,026	0.6%	医療費適正化等に向けた取組等評価に応じて交付
	財政安定化基金補助金	420	0.2%	財政安定化基金積立のための補助
療養給付費等交付金		439	0.2%	退職者医療制度の財源として支払基金から交付
前期高齢者交付金		68,235	37.9%	前期高齢者の偏在を調整するため支払基金から交付
共同事業交付金		204	0.1%	特に高額な医療費に係る都道府県間で行う共同事業の交付金
一般会計繰入金		10,585	5.9%	法定の県一般会計からの繰入金
基金繰入金		252	0.1%	保険者努力支援制度（県分）等の財源
その他		3	0.0%	基金運用利息
歳入合計		180,101	100.0%	

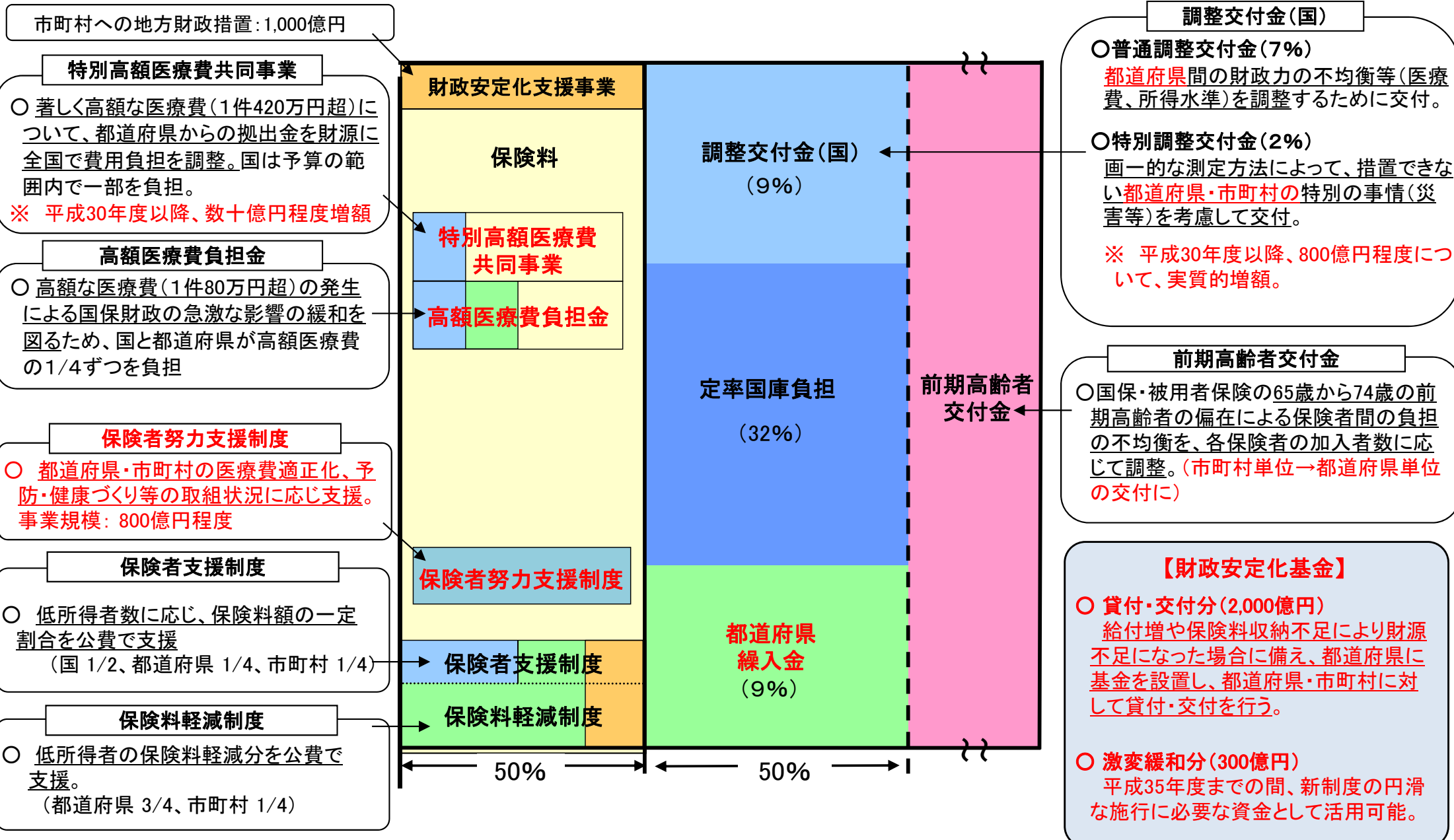
# 平成30年度県国保特別会計（歳出）

（単位：百万円）

歳出科目		予算額	構成比	備 考
保険給付費等交付金		149,341	82.9%	
内 訳	普通交付金	145,234	80.6%	市町村の保険給付に要した費用の全額を交付
	特別交付金	4,107	2.3%	市町村ごとの個別の事情・事業に応じて交付
後期高齢者支援金等		22,593	12.5%	後期高齢者医療制度を支える財源として支払基金へ納付
前期高齢者納付金等		78	0.0%	前期高齢者の偏在を調整するため支払基金へ納付
介護納付金		7,343	4.1%	介護第2号被保険者分として支払基金へ納付
共同事業拠出金		204	0.1%	特に高額な医療費に係る都道府県間で行う共同事業の拠出金
基金支出金		14	0.0%	レセプト点検及び保健事業支援体制の強化に要する経費
保健事業費		20	0.0%	保健事業の実施に要する経費
基金積立金		423	0.2%	財政安定化基金積立に要する経費
その他		85	0.0%	人件費及び事務費等
歳出合計		180,101	100.0%	

# 【参考】平成30年度以降の国保財政の姿

(赤字は国保改革による変更点)



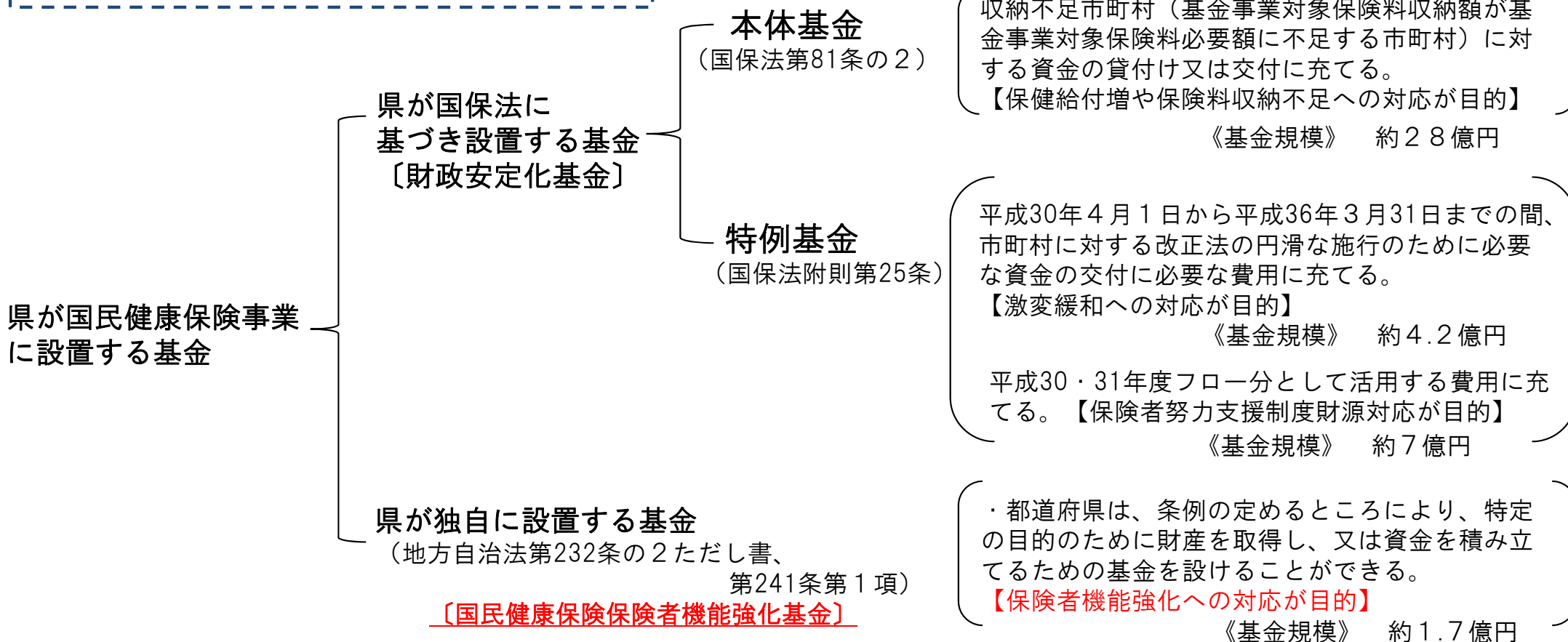
※ 保険者努力支援制度(市町村分)には200億円が特調より別に交付

## 5 医療費適正化に向けた県の新たな取組

# 国民健康保険保険者機能強化基金の創設

- 平成30年度から県も保険者となり、財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を果たす。
- 今後も医療費の増加が見込まれることから、将来にわたり国保財政の安定化を図るため、市町村が行う「レセプト点検」や「保健事業」の取組への支援体制を充実・強化させる必要があることから、保険者機能を強化し、医療費の適正化を進めるための事業を実施する。
- 事業の実施にあたって、制度改革により廃止となる基金（国民健康保険広域化等支援基金）の財源を活用し、新たな基金として「国民健康保険保険者機能強化基金」を設置するもの。

## （参考）県が設置する国保関係基金の全体像



# 国民健康保険保険者機能強化基金の事業内容

## (1)レセプト点検指導体制の強化 (7,550千円)



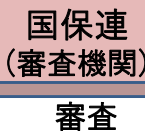
医療給付専門指導員を増員

市町村の点検員へのきめ細やかな指導・助言、研修会の開催



請求

支払



請求

支払



医療給付



広域的・専門的見地からの給付点検を実施

保険者努力支援制度の評価指標の達成

## (2)保健事業支援体制の充実 (3,729千円)



保健事業支援員(保健師)を配置

※ KDB (国保データベースシステム)

- ・ 健診、医療、介護に係るデータを分析するシステム

- KDB※を活用し、健診データ等の分析を行い、分析結果をもとに市町村を支援する。
  - ・ 地域別、性別、年齢階層別の疾病状況等から健康課題を把握し、市町村が行う取組の効果的な実施に繋げる。

- 糖尿病性腎症重症化予防等の先進事例について、研修会等の場を通じて、市町村への展開を図る。

県保健所と連携を図り、市町村を支援

特定健診の受診率の向上や重症化予防等の取組を実施し健康づくりに繋げる。

重症化予防等による医療費適正化

市町村(保険者)

- ① データヘルス計画の策定等
- ② 糖尿病等生活習慣病対策の実施
- ③ 特定健診、特定保健指導の実施
- ④ 重複、頻回受診者への訪問指導等

## (3)広域広報の共同実施 (3,000千円)

- 県、市町村が共同し、広域的に行うことが効果的、効率的な普及啓発事業等を実施する。〔国保連合会共同事業〕

⇒ 特定健診受診率・特定保健指導実施率向上や後発医薬品の普及促進など医療費適正化に繋がるものを実施。

## 6 国保制度改革に係る広報



# 国保制度改革に関する広報（市町村チラシ）

国民健康保険に加入されている皆様へ

平成30年4月から

## 国保制度が変わります！

現在の国民健康保険は、市町村ごとに運営していますが、平成30年4月からは県と市町村が共同保険者となって運営します。



なぜ都道府県が国保の運営に加わるの？

国保を将来にわたって安定して守り続けるためです！

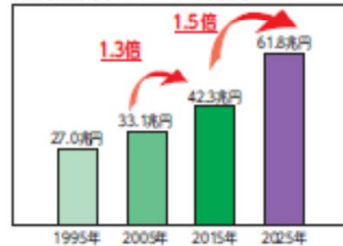


この10年で、70歳以上の高齢者数は1.3倍になりました。国民医療費は2005年から2015年にかけては1.3倍となり、2015年から2025年にかけては1.5倍になり、ますます増える見込です。

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました。

持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平成30年4月からの制度見直しにご理解、ご協力をお願いいたします。

【国民医療費10年ごとの推移】



### 新しい国保における県と市町村の役割

#### 県の役割

財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効果的な事業の確保など国保運営の中心的な役割を担います。

- 国保運営方針（県内の統一的な方針）の策定
- 給付費用を市町村へ交付 等

#### 市町村の役割

加入者（被保険者）に身近な事業を引き続き実施する役割を担います。

- 資格管理（保険証の発行）
- 保険料（税）率の決定
- 保険料（税）の徴収・徴収
- 保険給付の決定・支給
- 特定健診、特定保健指導の実施 等

### 変わること

#### 国保の資格管理は都道府県単位となります

今回の改正により、都道府県単位で国民健康保険被保険者の資格を管理することになり、県内の他の市町村へ転居した場合でも資格は継続します。

ただし、保険証は市町村ごとに交付しますので、これまでどおり、転居前の市町村へ保険証を返却し、転居先の市町村で改めて保険証の交付を受ける必要があります。

これに伴い、高額療養費の多数該当（12ヶ月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられるもの）については、同一都道府県内の転居であり、世帯の継続性がみとめられる場合は、転居前の支給も通算して多数該当の回数に含めることとなります。



### 変わらないこと

#### みなさんの国保の届出等の窓口は変わりません

県が、国民健康保険の保険者に加わりませんが、みなさんの医療機関へのかかり方は、これまでと変わりません。各種申請や届出なども、これまでどおり、お住まいの市町村担当窓口で行います。また、保険料（税）もお住まいの市町村に納めます。

#### 手続きは市町村窓口のまま！



### お問い合わせ先

●●●（市町村名） ●●●課 ●●●班

〒●●●-●●●●  
●●●●●●●●

TEL●●●-●●●-●●●●  
FAX●●●-●●●-●●●●



国民健康保険は、国民皆保険の最後の砦です。  
平成30年4月からの国民健康保険制度の見直しにご理解とご協力をお願いいたします。



# 国保制度改革に関する広報①（県ホームページ）

## 平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります。

- 国民健康保険は現在、市町村それぞれが保険者となって運営していますが、平成30年度からは県と市町村が共同保険者となって運営します。
- 県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。



### 【市町村の役割】

- 被保険者証の発行などの資格管理
- 標準保険料(税)率を参考に保険税率を決定
- 保険給付の決定、支給
- 保健事業の実施 等

### 【県の役割】

- 市町村ごとの
  - ・ 国保事業費納付金を決定
  - ・ 標準保険料(税)率を算定・公表
- 保険給付必要額を市町村に全額交付 等

## 国民健康保険制度改革



### Q 何が変わるの？

**A** 県と市町村が共同保険者となることに伴い、被保険者資格管理や高額療養費の多数回該当の算定方法が変更となります。(詳細は、裏面をご覧ください。)

### Q 何が変わらないの？

- A**
- ・ 各種申請や届出は、これまでどおり市町村担当窓口で手続きをします。
  - ・ 住所異動をした場合、転出地及び転入地の市町村窓口で届出をします。
  - ・ 保険料(税)の通知書はお住まいの市町村から送られます。
  - ・ 保険料(税)はお住まいの市町村に納めていただきます。



### ◎被保険者の資格管理が変わります。

- これまでは、各市町村単位で行っていた国民健康保険被保険者の資格管理が都道府県単位で行われることになるため、以下のような変更があります。
  - 県内の他市町村へ転居した場合でも国民健康保険資格は継続します。
  - 県外への転出や県外からの転入の場合に、資格の喪失及び取得が生じます。



### ◎高額療養費の多数回該当の通算方法が変わります。

- 高額療養費の多数回該当は、過去12ヶ月以内に高額療養費の支給が4月以上ある場合に自己負担額が引き下げられる制度です。
- これまでは、県内であっても他市町村へ転居した場合、改めて1回目からカウントされていました。平成30年4月以降の療養において発生した前住所地の高額療養費の多数回該当のカウントが引き継がれます。

### 県内市町村間の住所異動に伴う高額療養費多数回該当の判定





# 国保制度改革に関する広報②（県広報紙）

○ 岡山県広報紙「晴れの国おかやま」2月号に掲載し、全戸配付

**県議会だより**

県議会で、議会の役割や、地域の課題を把握したり、住民の要望を適切に反映させるための役割に思い込んでいます。

**国保制度改革に関する情報**

平成30年4月から県も国民健康保険制度を担います！

この10年で、国民医療費は1.3倍になっており、団塊の世代全員が75歳以上となる2025年には、国民医療費はさらに1.5倍に増える見込みです。こうした状況を踏まえ、国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年(2018年)4月から県も国民健康保険制度を担うことで、財政運営の安定化を図ります。

皆さんの医療機関へのかかり方は変わらず、保険料(税)の納付や各種申請・届出なども従来通り、お住まいの市町村担当窓口で行います。国民健康保険は、国民皆保険の最後のとりでです。国民健康保険制度の見直しにご理解とご協力をお願いします。

**問 086-226-7327 長寿社会課**

**県政フラッシュ**

県政に関する大切な話題をお届けしています。

**平成30年4月から県も国民健康保険制度を担います！**

この10年で、国民医療費は1.3倍になっており、団塊の世代全員が75歳以上となる2025年には、国民医療費はさらに1.5倍に増える見込みです。こうした状況を踏まえ、国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年(2018年)4月から県も国民健康保険制度を担うことで、財政運営の安定化を図ります。

皆さんの医療機関へのかかり方は変わらず、保険料(税)の納付や各種申請・届出なども従来通り、お住まいの市町村担当窓口で行います。国民健康保険は、国民皆保険の最後のとりでです。国民健康保険制度の見直しにご理解とご協力をお願いします。

**問 086-226-7327 長寿社会課**

**作州屋のベイクドチーズケーキ**

岡山県産の小麦粉と岡山産の小麦を配合しています。小麦粉の産地が岡山県産のため、安心安全です。

**材料**

- 卵黄 150g (約10個)
- 卵白 150g (約10個)
- 砂糖 100g
- 小麦粉 100g
- ベーキングパウダー 10g
- 食塩 1g
- 生クリーム 100g
- 砂糖 50g
- レモン汁 10g

**作り方**

- 卵黄、砂糖を混ぜる。
- 小麦粉、ベーキングパウダー、食塩を加える。
- 生地をふる。
- 生地を型に入れ、180℃で30分焼く。
- 生地を型から取り出し、生クリーム、砂糖、レモン汁を加える。
- 冷蔵庫で冷やす。

**問 086-823-1513 美作市健康福祉センター**

**県政フラッシュ** Prefectural Government Flash

県政に関する大切な話題をお届けしています。

**平成30年4月から県も国民健康保険制度を担います！**

この10年で、国民医療費は1.3倍になっており、団塊の世代全員が75歳以上となる2025年には、国民医療費はさらに1.5倍に増える見込みです。こうした状況を踏まえ、国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年(2018年)4月から県も国民健康保険制度を担うことで、財政運営の安定化を図ります。

皆さんの医療機関へのかかり方は変わらず、保険料(税)の納付や各種申請・届出なども従来通り、お住まいの市町村担当窓口で行います。国民健康保険は、国民皆保険の最後のとりでです。国民健康保険制度の見直しにご理解とご協力をお願いします。

**問 086-226-7327 長寿社会課**

年	国民医療費 (兆円)
1995年	27.0
2005年	33.1
2015年	42.3
2025年 (見込み)	61.8

1.3倍 (1995年→2015年)  
1.5倍 (2015年→2025年)

# 国保制度改革に関する広報③（県新聞紙面購入、テレビ・ラジオ放送）

○ 山陽新聞朝刊紙面に2月17日及び3月中旬に広報掲載（紙面5段）

【2月紙面（案）】

**岡山県にお住まいの市町村国民健康保険加入者の皆さんへ**  
**平成30年(2018年)4月から県も国民健康保険制度を担います!**

この10年間で、国民医療費は1.3倍に増えており、団塊の世代全員が75歳以上となる2025年には、国民医療費はさらに1.5倍に増える見込みです。こうした状況を踏まえ、国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、県も市町村とともに国民健康保険制度の運営を担うことで、財政基盤の安定化を図ります。

**加入者の皆さんの窓口はこれまでどおりお住まいの市町村です**

国民健康保険は、国民皆保険の最後のとりです。  
県民の皆さんが安心できる国民健康保険となるよう、県と市町村で協力し運営していきます。

年	国民医療費
2005年	36,180億円
2015年	42,360億円
2025年(見込み)	61,080億円

↓詳しくは県ホームページをチェック

岡山県 国保改革 検索 岡山県

○ 県政テレビお知らせ番組 3月4日（日）、7日（水）、9日（金）放送予定  
《RSK『晴れの国生き生きテレビ』》

○ 県政ラジオお知らせ番組  
《RSK『県民のみなさんへ』》 3月 9日（金）放送予定  
《FMおかやま『OKAYAMA晴れの国ポケット』》 3月26日（月）放送予定